

審査基準整理票

処 分 名	公共下水道事業受益者負担金の徴収猶予		
根 拠 法 令 名	大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (昭和46年条例第41号)		(条項)第9条の2
基 準 法 令 名	大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (昭和46年条例第41号)		(条項)第9条の2
	大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 (平成22年企業局管理規程第5号)		(条項)第10条第3項 別表第1
所 管 部 署	企業局 下水道施設課 業務管理グループ		
標 準 処 理 期 間	14日	法定処理期間	—日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>公共下水道事業受益者負担金の徴収猶予に係る審査基準は、大津市公共下水道受益者負担に関する条例第9条の2の規定に基づき、大津市公共下水道事業受益者負担に関する施行規程第10条第3項及び別表第1に定めるとおりとする。</p>			

参 考

[根拠法令等]

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例

(負担金の徴収猶予)

第9条の2 公営企業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) その他特に徴収を猶予する必要があると認められるとき

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(負担金の徴収猶予)

第10条 1～2 略

3 負担金の徴収猶予の基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1(第10条関係)
負担金徴収猶予基準

徴収猶予対象者	徴収猶予期間	徴収猶予額	申請時の添付書類
1 現況が田、畑、山林、原野等(土地の状況により宅地と認められるものを除く。)である土地に係る受益者	宅地として使用し、又は使用できると認められるまでの期間	当該土地に係る負担金の全額	公営企業管理者が定める書類
2 震災、風水害、火災及び盗難その他の事故が生じたことにより負担金の納付が困難であると認められる受益者	当該事由が発生した日から2年を限度として公営企業管理者が定める期間	当該申請に係る負担金の全額	事実を証明する関係機関の証明書
3 所有権の帰属をめぐって訴訟係属中の土地	受益者が確定する日までの期間	当該土地に係る負担金の全額	訴状の写し等その事実を証明する書類
4 上記以外の受益者で、その実情により公営企業管理者が徴収を猶予する必要があると認める受益者	公営企業管理者が定める期間	公営企業管理者が定める額	公営企業管理者が定める書類

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。